

「兵庫県地域創生戦略」広報展開業務 委託仕様書

1 委託業務名

「兵庫県地域創生戦略」広報展開業務

2 業務目的

兵庫県では、地域創生に向けた取組を推進するため、平成27年度に「兵庫県地域創生戦略」を策定し取組を進めてきたが、今年度終期を迎えることから、次期兵庫県地域創生戦略の策定を進めている。

今回、本県を取り巻く現状や目指すべき姿および次期兵庫県地域創生戦略に係る取組内容等を、分かりやすくまとめたリーフレットを制作する。また、県内学生のふるさと意識の醸成を図るための広報を実施する。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和2年3月31日まで

4 事業費

6,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1)リーフレットの企画・制作

本県を取り巻く現状や目指すべき姿および次期兵庫県地域創生戦略に係る取組内容等を分かりやすくまとめたリーフレットを企画・制作すること。リーフレットは、本県及び各市町の窓口や、本県（市町）が実施するイベント会場でも配布を予定している。

① 規格等

- ・サイズ : A4
- ・ページ数 : 16 ページ以上
- ・印刷部数 : 5,000 部

② 掲載内容

- ・次期兵庫県地域創生戦略(令和2～6年度版)及び関連する地域創生施策について
- ・上記を効果的に読み手に伝えるための企画・特集

③ 納品

- ・納品物 : リーフレット5,000部
再編集可能な成果物の電子データ（DVD-R等）1部
- ・納品場所：兵庫県庁 本庁2号館3階 地域創生課

④ その他

- ・単なる事業の説明ではなく、本県ゆかりの著名人やU J I ターン経験者へのインタビュー記事等の紙面企画・デザインを行い、見た人が読みたくな

るようなリーフレットを制作すること。

- ・兵庫県地域創生戦略（平成27～31年版）をもとに制作した「ひょうご地域創生通信(※別添)」を踏まえた上で、イラストや写真等を用いてわかりやすく、オリジナリティのある内容とすること。

- ・兵庫県地域創生戦略（令和2～6年度版）は本県にて現在策定中であり、令和2年3月の完成を予定している。

- ・委託業務契約締結後、次期戦略の骨子や素案等を用いて、リーフレット制作に着手するものとするが、本業務にて知り得た情報の本業務外への流用および情報開示は禁止する。

- ・兵庫県の人口移動関連データや将来人口推計などのデータは本県から提供する。

- ・リーフレット制作に伴う写真・イラストは受託者が用意する。写真撮影・イラスト制作にかかる費用は、事業費に含まれるものとする。

- ・制作するリーフレットへの広告掲載は認めない。

- ・提案にあたり、兵庫県地域創生戦略（平成27～31年版）を参考とする場合は、以下のURLを参照すること。

＜「兵庫県地域創生戦略」について＞

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk44/tiikisouseisenryakukaiteibann.html>

（2）県内学生向け広報業務

次期兵庫県地域創生戦略の要点をまとめ、本県の推進する地域創生の取組や目指すべき姿についての広報を実施すること。

① 想定する広報の対象

ア 年齢層

次世代の兵庫県を担う学生（小学生、中学生、高校生）を主な対象とする。ただし、上記の中から対象を限定することで、より効果的な広報が実施できる場合はこの限りではない。

イ 地域

兵庫県内

② コンテンツ

ア 媒体

任意項目とする。展開方法・期間等については提案書に記載すること。また、映像や紙媒体等の広報物を制作する場合は、再編集可能なデータと合わせて、原本を3部納品すること。

イ 内容

次期兵庫県地域創生戦略の要点をまとめ、本県の推進する地域創生の取組や目指すべき姿を視覚化すること。手法は提案によるものとするが、広報対象の年齢層を考慮して「わかりやすさ」「興味・関心を引くデザイン」等について留意し、創意工夫を行うこと。

6 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画

提案書をもとに、実施する業務の詳細について兵庫県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには兵庫県に提出すること。

- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を兵庫県に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合には、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要、体制及び責任者を明記の上、事前に兵庫県の承諾を得ること。
- (5) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記すること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県と協議し、その指示に従うこと。